



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月28日火曜日 第1504号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県南町駐車場賃貸料収納事務の委託.....1121
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1121
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....1122
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....1122
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....1122
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....1123
 新たな土地改良事業の施行の認可.....1123
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1123
 町営土地改良事業の計画の変更等の同意.....1123
 解除予定保安林.....1123
 道路の位置の指定.....1124

公 告

地図検索システムの借入れ.....1124

教育委員会規則

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則.....1125

選挙管理委員会告示

個人演説会の施設の指定.....1125

不在者投票のできる施設の指定.....1125

任 免 辞 令

栗田 史朗.....1125

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第2025号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県南町駐車場賃貸料の収納事務を平成15年10月8日株式会社エー・エム・エスに委託した。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	デイサービスセンター丹原の郷	周桑郡丹原町池田1267番地1	平成15年9月17日
医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	グループホーム丹原の郷	周桑郡丹原町池田1267番地1	平成15年9月17日
有限会社ヘルパーステーションととも	温泉郡重信町西岡599番地29	有限会社ヘルパーステーションととも	温泉郡重信町西岡599番地29	平成15年10月8日
医療法人社団みのり会	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	デイサービスセンターまほろば	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	平成15年8月28日
医療法人社団みのり会	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	グループホームまほろば	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	平成15年8月28日
有限会社レインボープラス	北宇和郡広見町近永1310-5	グループホーム虹の森	北宇和郡松野町延野々1448-1	平成15年9月18日
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡城辺町甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡城辺町甲1988	平成15年9月24日
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡御荘町平城5272	グループホームみしょうの里	南宇和郡御荘町平城2020	平成15年9月8日

有限会社糸山タクシー	今治市高部甲154番地 1	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番地 1	平成15年 9月16日
有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目 8番35号	介護ショップおかげさん	今治市東村五丁目 8番35号	平成15年 9月17日
株式会社サン	新居浜市久保田町 1 - 8 - 12	デイサービスセンターサン	新居浜市中須賀町 1 - 4 - 25	平成15年 9月17日
有限会社介護の東健	新居浜市八幡三丁目10番15号	有限会社介護の東健	新居浜市八幡三丁目10番15号	平成15年 9月17日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目 8番 5号	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	川之江市上分町358番地 1メゾン興陽105号	平成15年 8月 7日
医療法人サマリヤ会	伊予市米湊266 - 1	木村脳神経外科	伊予市米湊266 - 1	平成15年 9月 1日
有限会社ほほえみ	伊予市大平甲79番地 1	宅老所ほほえみ	伊予市大平甲79番地 1	平成15年 9月 3日

○愛媛県告示第2027号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	ケアプランセンター丹原の郷	周桑郡丹原町池田1267番地 1	平成15年 9月17日
有限会社ほほえみ	伊予市大平甲79番地 1	ほほえみ指定居宅介護支援事業所	伊予市大平甲79番地 1	平成15年 9月 3日

○愛媛県告示第2028号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地名及び居宅介護事業を行う事業所の所在地名が次のように変更された。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地名		居宅介護事業を行う事業所名称	所 在 地 名		変更年月日
	旧	新		旧	新	
社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930 - 1	越智郡伯方町木浦甲3930 - 1	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930 - 1	越智郡伯方町木浦甲3930 - 1	平成15年 4月 1日
社会福祉法人松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字延野々1406 - 4	北宇和郡松野町大字松丸1661 - 13	松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字延野々1406 - 4	北宇和郡松野町大字松丸1661 - 13	平成14年10月20日

○愛媛県告示第2029号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地名及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地名が次のように変更された。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地名		居宅介護支援事業を行う事業所			変更年月日
	旧	新	名称	所在地名		
				旧	新	
社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口250	越智郡波方町樋口甲250	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口250	越智郡波方町樋口甲250	平成15年4月1日
社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930-1	越智郡伯方町木浦甲3930-1	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930-1	越智郡伯方町木浦甲3930-1	平成15年4月1日
社会福祉法人松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	平成14年10月20日

○愛媛県告示第2030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
波方町	越智郡波方町樋口250	波方町指定居宅介護支援事業所	越智郡波方町樋口250	平成15年4月17日
大西町	越智郡大西町大字宮脇506-1	指定居宅介護支援事業所大西町福祉課	越智郡大西町大字宮脇506-1	平成15年4月1日
吉海町	越智郡吉海町八幡137	吉海町保健センター	越智郡吉海町幸新田147	平成15年4月1日

○愛媛県告示第2031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、重信町樋口土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日吉谷地区）の施行を平成15年10月14日認可した。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2032号

新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）計画書の写し
 - 新居浜市多喜浜土地改良区定款の写し
- 縦覧期間

平成15年10月29日から11月26日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第2033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、土居町から協議のあった土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）の計画の変更に平成15年10月16日同意した。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2034号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所

東予市上市乙113の2
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
- 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第2035号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予三島市中之庄町字宮ノ北458番1

2 申請人の住所氏名

香川県高松市林町2217番地10

株式会社穴吹ミサワホーム

代表取締役 嶋津 哲

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

地図検索システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

地図検索システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成16年2月1日から3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部生活安全部地域課通信指令室

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度第一係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話（089）934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限

平成15年12月9日（火）午前11時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年12月9日（火）午前11時00分

愛媛県警察本部 大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Product to be leased : Mapping Plan Reference System , 1 set

(2) Time limit of tender : 11:00 a.m. , 9 December 2003

(3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110 Ext 2231

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第13号

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月28日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県武道館管理規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1の表中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9	コンポジットパネル	1枚1日につき	30円
---	-----------	---------	-----

別表第2 1の表6の項の次に次のように加える。

7	フォークリフト	1台1日につき	5,000円
---	---------	---------	--------

附 則

この規則は、平成15年11月11日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として大洲市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成15年10月28日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
大洲市総合福祉センター	大洲市東大洲270番地1	400人

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成15年10月28日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームしあわせの家	伊予三島市豊岡町大町2786-2
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム多々羅の里	越智郡上浦町大字井口3865-1

任 免 辞 令

○任免辞令

9月30日

愛媛県事務吏員 栗 田 史 朗

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

